

# 熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業

## 実施方針

熊 本 市

平成17年3月31日

## 熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業 実施方針

熊本市（以下「市」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」平成11年法律第117号 改正平成15年法律第132号（以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）について公表する。

平成17年3月31日

熊本市長

幸山 政史

## 目 次

特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	
民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者選定の方法	
2 事業者の募集及び選定の日程（予定）	
3 事業者の募集手続等	
4 応募者等の備えるべき参加資格要件	
5 審査及び選定に関する事項	
6 審査結果及び評価の公表方法	
7 S P Cの設立に関する要件	
8 提出書類の取扱い	
民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	
2 提供されるサービス水準	
3 選定事業者の責任の履行に関する事項	
4 市による実施状況のモニタリング等	
公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1 施設の立地条件	
2 施設規模	
3 土地に関する事項	
事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	
4 金融機関と市との協議	
5 その他	

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項・・・・・・・・・・ 17

- 1 法制上及び税制上の措置に関する事項
- 2 財政上及び金融上の支援に関する事項
- 3 その他の支援に関する事項

その他特定事業の実施に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

- 1 議会の議決
- 2 情報公開及び情報提供
- 3 応募に伴う費用負担
- 4 連絡先

#### 添付資料

- 別紙1 リスク分担表(案)
- 別紙2 実施方針説明会参加希望書(様式1)
- 別紙3 実施方針等に関する質問書(様式2)
- 別紙4 実施方針等に関する意見書(様式3)

#### 別添資料

熊本市総合保健福祉センター(仮称)基本計画(抜粋)

## 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業

#### (2) 本事業における公共施設の機能

本事業における施設「熊本市総合保健福祉センター（仮称）」（以下、「総合保健福祉センター」という。）は以下の5つの機能等により構成される。

- ア 熊本市保健所
- イ 中央保健福祉センター
- ウ こども総合相談室（仮称）
- エ こどもの発達支援センター（仮称）
- オ 市民協働の広場（仮称）

#### (3) 公共施設等の管理者の名称

熊本市長 幸山 政史

#### (4) 本事業の目的

熊本市大江5丁目1番40号の敷地の一部を活用して、熊本市保健所、中央保健福祉センター、こども総合相談室（仮称）、こどもの発達支援センター（仮称）、市民協働の広場（仮称）の5機能を備えた複合施設となる総合保健福祉センターを整備し、もって市民への保健福祉サービスの充実を図る。

また、本事業の実施にあたってはPFI手法を用い、民間の能力を積極的に活用することで、効率的な施設の整備、維持管理及び運営を行うとともに、地元企業を参画させることで、PFI事業のノウハウの蓄積を図り、地元企業の育成を目指す。

#### (5) 事業者の業務範囲

本事業は、PFI法に基づき、事業者が総合保健福祉センターの設計・建設を行うとともに、維持管理・運営を遂行することを業務範囲とする。また、事業者の主要な業務は以下のとおりである。

なお、具体的な業務の内容については、別添資料「熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業設計・建設等業務要求水準書（案）」（以下「設計・建設等業務要求水準書（案）」という。）、及び「熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業 維持管理・運営業務要求水準書（案）」（以下「維持管理・運営業務要求水準書（案）」という。）を参照のこと。

#### ア 施設の設計・建設等業務

- (ア) 地質調査等事前調査業務及びその関連業務
- (イ) 施設整備に係る設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務
- (ロ) 施設整備に係る建設工事及びその関連業務
- (ハ) 附帯設備（什器・備品を含む）の設置工事及びその関連業務
- (ニ) 工事監理業務
- (ホ) 周辺家屋影響調査及び対策

- (h) 電波障害調査及び対策
- (i) 開発許可、建築確認等の手続業務及びその関連業務
- (k) 施工完成検査業務
- (l) 完成後の所有権移転業務

**イ 施設の維持管理保守業務**

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 植栽・外構施設保守管理業務
- (エ) 駐車場保守管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 保安警備業務

**ウ 施設の一部運営業務**

- (ア) 総合受付案内業務
- (イ) 郵便物整理業務

**(6) 事業者の収入**

市は、事業者が実施する本事業に要する費用（当施設の設計・建設業務、維持管理保守業務及び一部運営業務にかかる金額）について、事業契約書の規定に従い物価変動等を勘案して定める額を維持管理・運営の事業期間にわたり事業者を支払う。

**(7) 事業方式**

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、事業者が市の所有する土地に総合保健福祉センターを設計・建設した後に、市に当施設を引渡し、事業期間中に係る維持管理・運営業務を実施するBTO（Build, Transfer and Operate）方式とする。

**(8) 事業期間**

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から22年間（設計・建設2年間、維持管理・運営20年間）とする。

**(9) 事業日程（予定）**

日 程	内 容
平成18年4月上旬から 平成20年2月下旬まで	施設の設計・建設
平成20年2月末	施設の所有権移転
平成20年4月上旬	施設の供用開始
平成20年4月上旬から 平成40年3月末まで	当施設の維持管理・運営

## (10) 法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

### ア 法令・施行令・施行規則等

- (ア) 地域保健法
- (イ) 医療法
- (ウ) 建築基準法
- (エ) 建築土法
- (オ) 消防法
- (カ) 屋外広告物法
- (キ) 高圧ガス保安法
- (ク) ガス事業法
- (ケ) 駐車場法
- (コ) 水道法
- (サ) 下水道法
- (シ) 宅地造成等規制法
- (ス) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- (セ) 都市計画法
- (ソ) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）
- (タ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）
- (チ) 労働安全衛生法
- (ツ) 警備業法
- (テ) 電気事業法
- (ト) 水質汚濁防止法
- (ナ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ニ) 大気汚染防止法
- (ヌ) 騒音規制法
- (ネ) 振動規制法
- (ノ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- (ハ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- (ヒ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- (フ) 文化財保護法
- (ホ) その他関連法規

### イ 条例等

- (ア) 熊本市開発許可の基準等に関する条例
- (イ) 熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例
- (ウ) 熊本市都市景観条例
- (エ) 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例
- (オ) 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (カ) 熊本市下水道条例
- (キ) 熊本市地下水保全条例
- (ク) 熊本市火災予防条例

- (ケ) 熊本市環境マネジメントシステム（ISO14001）
- (ク) 熊本県やさしいまちづくり条例
- (カ) 熊本県ユニバーサルデザイン建築ガイドライン
- (シ) 熊本県生活環境の保全等に関する条例
- (ス) 熊本県地下水保全条例
- (セ) その他関係条例

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

### (1) 選定方法

本事業について、業務の質が担保されることを前提としたうえで、従来型の手法により実施した場合に比べて、PFIの手法により実施することが財政資金の効率的・効果的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

### (2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

#### ア コスト算出による定量的評価

本事業を市が自ら実施する場合の公共負担額とPFI事業で実施する場合の公共負担額を算出のうえ、これを現在価値に換算し、比較することにより評価を行う。

#### イ PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を定性的な観点から評価する。

#### ウ 上記ア及びイを踏まえたVFM (Value for Money) の検討による総合的評価

上記の定量的評価及び定性的評価並びに本実施方針に関する質問、及び意見等を総合的に勘案したうえで、次のいずれかが期待できる場合に特定事業として選定する。

公共サービスが同一水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減が期待できること。

公的財政負担が同一の水準にある場合において公的サービスの水準の向上を期待できること。

### (3) 選定結果の公表方法

前項の選考基準・手順に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、VFMの評価を明らかにしたうえで、平成17年5月27日に市ホームページにて公表する。

なお、特定事業の選定を行わない場合であっても同様に公表する。



## 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。審査は二段階で実施し、第一次審査の結果により、事業提案書提出者を決定する。

### 2 事業者の募集及び選定の日程（予定）

日 程	内 容
平成17年3月31日（木）	実施方針等の公表
平成17年4月5日（火）	実施方針等に関する説明会
平成17年3月31日（木） ～4月15日（金）	実施方針等に関する質問及び意見受付
平成17年4月28日（木）	応募者の資格要件(建設業務にあたる者)等の追加
平成17年5月13日（金）	実施方針等に関する質問回答等公表
平成17年5月27日（金）	特定事業の選定・公表
平成17年6月下旬	入札公告
平成17年6月下旬	入札説明書等に関する質問受付
平成17年7月下旬	入札説明書等に関する質問回答公表
平成17年8月上旬	参加表明、資格確認申請の受付（第一次審査）
平成17年9月上旬	資格審査結果（第一次審査通過者）の通知
平成17年11月上旬	提案書の受付（第二次審査）
平成17年12月中旬	落札者の決定・公表
平成18年2月上旬	仮契約の締結
平成18年3月下旬	事業契約の締結

### 3 事業者の募集手続等

#### (1) 実施方針等の公表、説明会

本事業への事業者の参入促進に向け、実施方針等を閲覧に供するとともに、実施方針等に関する説明会を下記により開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方を説明する。

#### <説明会>

##### ア 開催日時等

日 時	平成17年4月5日（火）午後1時30分～
場 所	市役所別館（自転車駐車場）7階会議室 （市役所別館の所在地：熊本市花畑町9番1号）
連絡先	健康福祉政策課 総合保健福祉センター開設準備室 （電話）096-328-2345 （担当者）岩崎

## イ 注意事項

説明会当日は、実施方針(様式、添付資料含む)、設計・建設等業務要求水準書(案)、維持管理・運営業務要求水準書(案)は特に配布しないので、市ホームページからダウンロードして持参すること。

<http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>(市ホームページアドレス)

## ウ 参加申込方法

本実施方針等に関する説明会に参加を希望する者は、下記により申込みを行う。

参加申込期限	平成17年4月4日(月) 午後5時まで
受付方法	電子メールによる送信にて受け付ける
申込書の様式	説明会の参加希望については、Microsoft Word で作成し、様式1の書式を用い、添付ファイルとして電子メールにて下記提出先に送信すること。その際、電子メールの件名は“PFI説明会”とすること。 なお、説明会への参加人数については1社2名までとする。
申込書提出先	<a href="mailto:kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp">kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp</a>

### <実施方針等の閲覧>

市ホームページで公表するものと同じものを閲覧することができる。

閲覧期間	平成17年3月31日(木)～4月15日(金) ただし、土、日、祝日を除く
閲覧時間	午前9時～午後12時及び午後1時～午後5時
閲覧場所	市庁舎13階 健康福祉政策課 総合保健福祉センター開設準備室

## (2) 実施方針等に関する質問、意見受付、実施方針等に関する質問回答公表

実施方針等の記載内容に関する質問回答については下記により行う。

### <実施方針等に関する質問・意見の提出>

受付期間	平成17年3月31日(木)～4月15日(金)午後5時必着
受付方法	電子メールによる送信、郵送等にて受け付ける
質問書・意見書の様式	質問または意見の内容を簡潔にまとめ、Microsoft Word で作成し、質問については様式2、意見については様式3の書式を用い、添付ファイルとして電子メールにて下記提出先に送信すること。その際、電子メールの件名は“PFI質問”又は“PFI意見”とすること。 なお、電子メール送信の後、土曜、日曜を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先まで連絡すること。 郵送等の場合も、上記と同様の書式にて提出し、到着の確認を下記問合せ先まで連絡すること。
提出先アドレス	<a href="mailto:kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp">kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp</a>
電子メール等到着確認に関する問い合わせ先	健康福祉政策課 総合保健福祉センター開設準備室 (電話) 096-328-2345

### <実施方針等に関する質問回答>

質問に対する回答は、市ホームページで公表する。

公表日	平成17年5月13日(金)
ホームページアドレス	<a href="http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/">http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/</a>

### <実施方針等に関する質問回答の閲覧>

市ホームページで公表するものと同じものを閲覧することができる。

閲覧期間	平成17年5月13日(金)～5月27日(金) ただし、土、日、祝日を除く
閲覧時間	午前9時～午後12時及び午後1時～午後5時
閲覧場所	市庁舎13階 健康福祉政策課 総合保健福祉センター開設準備室

### (3) 実施方針等に関する意見等に関するヒアリング

提出のあった意見等は、原則として公表しない。ただし、公表することについて承諾を得た意見等については、平成17年5月13日に市ホームページにて公表する。

なお、事業者等から提出のあった意見等のうち、必要と判断した意見等については直接ヒアリングを行うことも予定している。

### (4) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を市ホームページで公表する。

### (5) 特定事業の選定

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見等を踏まえ、本事業がPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を市ホームページで公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

### (6) 入札公告

市は、特定事業の選定を行った場合は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見等を踏まえ、入札公告(入札説明書、設計・建設等業務要求水準書、維持管理・運営業務要求水準書、落札者決定基準、事業契約書(案)等を含む。以下「入札説明書等」という。)を市の掲示場及び市ホームページで公表する。

### (7) 入札公告に関する質問受付及び回答公表

入札公告に関する内容について質問回答を行うものとする。具体的な日程等は、入札説明書等にて提示する。

### (8) 参加表明書、資格確認申請の受付(第一次審査)及び資格審査結果の通知

応募者に参加表明書及び第一次審査に必要な書類の提出を求める。第一次審査の結果は応募者に通知する。

なお、参加表明書の提出方法・時期、第一次審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等にて提示する。

#### (9) 提案書の受付

第一次審査通過者(以下、「入札参加者」という。)に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査にあたって、必要であると判断した場合は入札参加者に対しヒアリングを行うこともある。

なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等にて提示する。

#### (10) 落札者の決定・公表

提案書の審査により落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、選定結果及び評価結果について、市ホームページで公表する。

#### (11) 仮契約の締結、事業契約の締結

落札者が本事業を実施するために設立した特別目的会社(以下「SPC」という。)と仮契約を締結し、議会の議決を経た後、事業契約を締結する。

### 4 応募者等の備えるべき参加資格要件

#### (1) 応募者の構成等

応募者は、本施設の設計業務にあたる者、本施設の建設業務にあたる者、本施設の維持管理保守業務にあたる者、本施設の運営業務にあたる者等により構成されることを基本とし、一企業(以下「応募企業」という。)とすることも複数の企業で構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とすることも可能とする。

応募者は、参加表明書等の提出時には、応募企業又は応募グループを構成する企業(以下「構成員」という。)の担当する業務について明らかにし、併せて、構成員の中から、代表する企業(以下「代表企業」という。)についても明記すること。ただし、一部の業務を構成員以外の企業に委託する場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業とし、同様にその担当する業務についても明らかにすること。

なお、応募者は、以下の要件を満たすこと。

- ア 参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
- イ 参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこと。
- ウ 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業とはなれない。ただし、市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった応募者の協力企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能である。
- エ 応募者の構成員または協力企業のうち、一者以上は必ず、熊本市の区域内に主たる事務所(本店等)を有する者であること。

#### (2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業のうち、設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

##### ア 設計業務にあたる者

- (ア) 平成17年度熊本市工事競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (イ) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

## イ 建設業務にあたる者

- (ア) 平成17年度熊本市工事競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (イ) 建設業法第15条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を有するものであること。
- (ウ) 市内業者については、建築、電気、管の各工種において平成17年度熊本市工事競争入札参加有資格者名簿のAランクの資格を有している者であること。市外業者については、建築、電気、管の各工種において平成17年度熊本市工事競争入札参加有資格者名簿のAランクと同等の資格要件を有するものであること。同等の資格要件については、平成17年4月28日に市ホームページにて公表する。
- (エ) 平成7年度以降に6,000㎡以上の建築物に係る工事の実績を有していること。

## ウ 工事監理業務にあたる者

- (ア) 平成17年度熊本市工事競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (イ) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 建設業務にあたる者と兼ねていないこと。

## エ 維持管理業務にあたる者

- (ア) 平成7年度以降に事務所、店舗、病院等における維持管理業務を行った実績を有していること。

## (3) 応募者等の制限

以下に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となれないものとする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- イ 参加資格確認基準日(入札公告日)において、熊本市工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱(平成7年4月1日施行)の規定に基づく指名停止措置を受けている者。
- ウ 参加申請書受付締切日現在、熊本市税(市民税(特別徴収分・普通徴収分)、法人市民税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)又は事業所税を滞納している者。また、消費税又は地方消費税を滞納している者。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。(会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け、市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格業者として認定され、市名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- オ 市は、本事業について、アドバイザー業務を委託する予定であるが、このアドバイザー業務を受託する者並びに当該受託者が本アドバイザー業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。  
なお、アドバイザー業務委託契約の相手方等については、平成17年4月28日に市ホームページで公表する。
- カ 熊本市総合福祉センター(仮称)PFI事業者審査委員会(以下、「審査会」という。)の委員が属する企業、又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。  
なお、審査会の委員については、入札説明書等で公表する。
- キ 審査会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、不正な働きかけを行った者。

- ( 1 ) 開札日の翌日から落札者決定日までの間に、応募者の構成員又は協力会社が上記( 2 )に示す資格を欠くに至った場合、又は上記( 3 )に示す制限に該当する事態が生じた場合には、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- ( 2 ) 「オ」及び「カ」において、「資本面において関連のある者」とは当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

#### ( 4 ) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は平成17年6月下旬(入札公告日)とする。

なお、参加資格確認基準日(入札公告日)については、平成17年5月27日(金)市ホームページで公表する。

### 5 審査及び選定に関する事項

#### ( 1 ) 審査会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した審査会において行う。

#### ( 2 ) 審査内容

審査会は次の内容により、事業提案に係る審査を行う。具体的な審査基準(落札者決定基準)については、入札説明書等と併せて公表する。

##### ア 第一次審査

- (ア) 応募者の適格審査(参加資格要件等の確認審査)
- (イ) 簡易提案書類審査(事業遂行能力等に関する審査)

##### イ 第二次審査

- (ア) 入札価格審査
- (イ) 提案書類審査(事業計画、施設計画、地域経済への貢献度等に関する審査)

#### ( 3 ) 選定事業者の決定

市は、審査会での審査結果をもとに落札者を決定し、その結果を公表するとともに落札者と協定書を締結する。その後、当該落札者が設立したSPCと仮契約を締結し、議会の議決を経た後、事業契約を締結する。

ただし、落札者決定日の翌日から事業契約締結前までの間に、落札者の構成員または協力企業が、4-( 2 )に示す資格を欠くに至った場合または4-( 3 )に示す制限に該当する事態が生じた場合には、この限りではない。

### 6 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果及び評価については、市ホームページで公表する。

### 7 SPCの設立に関する要件

ア 本事業に係る事業者選定の結果、落札者として決定された応募者は、仮契約締結までに商法(明治32年法律第48号)に定める株式会社として本事業を実施するSPCを熊本市内に設立するものとする。

- イ 構成員はS P Cに出資を行うこと。また、構成員以外の者がS P Cの出資者となることは可能であるが、全事業期間において、構成員全体での出資比率合計はS P Cの全株式の50%超とする。なお、代表企業はその出資割合を最大とすること。
- ウ 構成員は、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、保有株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

## 8 提出書類の取扱い

### (1) 著作権

入札提出書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、公表、展示その他市が本事業に関し、必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表の目的以外には使用しないこととし、提出を受けた資料の返却は行わない。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

## 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

#### (1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、原則として別紙1リスク分担表(案)によることとし、民間事業者からの意見等を踏まえ、必要な事項については入札説明書等にて提示する。

### 2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、「設計・建設等業務要求水準書」及び「維持管理・運営業務要求水準書」として提示する。

### 3 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書(案)に基づき作成された事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

特に、高齢者・身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮し、段差の解消や視覚障害者誘導ブロック等を考慮した施設とすること。また、当施設利用予定者等の意見を聴取し、それを設計に反映させ、要求水準書の範囲内でより利用しやすいものにしなければならない。

### 4 市による実施状況のモニタリング等

#### (1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が業務を確実に遂行し、「設計・建設等業務要求水準書」及び「維持管理・運営業務要求水準書」に規定した性能及びサービス水準を達成しているか否かを確認するため事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

市は、選定事業者から報告を求め、市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行い、要求した性能に適合しない場合には改善を求めることができる。

#### (2) モニタリングの時期

##### ア 基本設計・実施設計時

市は、選定事業者によって行なわれた基本設計・実施設計が、市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行い、要求した性能に適合しない場合には、改善を求めることができる。

##### イ 工事施工時

選定事業者は、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、市が要請したときは、選定事業者は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、市はいつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

市は、その内容について、市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行い、要求した性能に適合しない場合には改善を求めることができる。



#### **ウ 工事完成・施設引渡時**

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受ける。この際、市は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

#### **エ 施設供用開始後（維持管理・運営段階）**

市は、維持管理・運営段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。確認の結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、市は改善を求めることができる。

### **(3) モニタリングの方法**

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等にて提示する。

### **(4) 選定事業者に対する支払額の減額等**

モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が維持されず、改善されない場合、市は選定事業者に対して支払額を減額することができる。減額の考え方については、入札説明書等にて提示する。

## 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 施設の立地条件

予定地	熊本市大江5丁目1番40号
敷地面積	5,279.20㎡
用途地域	商業地域
区域	都市計画区域、市街化区域
建ぺい率	90%（角地緩和による）
容積率	400%
防火指定	準防火地域
駐車場法	駐車場整備地区外
文化財関係	文化財埋蔵区域（大江遺跡群）
敷地隣接道路	（南側）県道熊本高森線 幅員36m （西側）市道幅員6m ただし、現況幅員は対向地の私道を含み10.5～11.5m

### 2 施設規模

建築延べ面積 7,500㎡程度

### 3 土地に関する事項

土地は、市所有地である。

なお、本敷地内の西側角地に交通局変電所が稼動しており、平成19年6月までに移設し、解体する予定である。

## **事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

市と選定事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、熊本地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

## 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、その運営が適切に行われるために、予定された期日までに施設等整備が行われ、継続して維持管理業務が行われることが必要である。そのため、事業の継続が困難となった場合には、次の措置を講じる。

### 1 事業者の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 選定事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他、事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき理由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、選定事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に修復をすることができなかったときは、市は、事業契約を解約することができる。
- (2) 選定事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解約することができる。
- (3) 前2項の規定により、市が事業契約を解約した場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 市の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は事業契約を解約することができる。
- (2) 前項の規定により選定事業者が事業契約を解約した場合、市は、選定事業者に生じた損害を賠償する。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

不可抗力その他市並びに選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合には、市並びに選定事業者は事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市並びに選定事業者は、事業契約を解約することができる。

### 4 金融機関と市との協議

本事業の安定的な継続を図るために、市は必要に応じて一定の事項について、あらかじめ選定事業者に本事業に関して資金を融資する金融機関と適切な取決めをするための協議を行う予定としている。

### 5 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

## **法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合は、市は可能な範囲で必要な協力を行う。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

市は、選定事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

### **3 その他の支援に関する事項**

その他の支援については、以下のとおりとする。

- (1) 市は、事業実施に必要な許認可に関し、必要に応じて協力を行う。
- (2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と選定事業者で協議を行う。

## その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を平成17年第2回熊本市議会定例会に、事業契約に関する議案を平成18年第1回熊本市議会定例会に提出予定である。

### 2 情報公開及び情報提供

「熊本市情報公開条例」に基づき情報公開を行い、情報提供は、適宜、市ホームページで行う。

### 3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

### 4 連絡先

本実施方針に関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。

郵便番号 860 - 8601 (熊本市役所専用郵便番号につき住所の記載は省略できる。)

住 所 熊本市手取本町1番1号

健康福祉政策課 総合保健福祉センター開設準備室

(担当) 岩崎、黒部

電 話 096-328-2345

ファクシミリ 096-351-2183

電子メール [kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp](mailto:kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp)